

伊勢市農業委員会 第232回 総会議事録

日 時	令和7年4月15日（火） 13時55分～15時10分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	16名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 17番 中西 正夫 19番 大西 正義
欠席委員	3名 10番 濱口 節生 16番 出口 勝信 18番 奥野 隆史
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 伊藤 和也（主事）
会議録署名者	3番 橋本 博行 14番 森 義孝
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への意見提出及び要請分）
報告事項	1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農用地利用集積計画の一部取消について 4. 農地法第3条の規定による許可の取消について 5. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。件数は 4 件、田が 3 筆 2,995 m²、畑が 6 筆 1,849 m²の計 9 筆 4,844 m²でございます。

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明いたします。

それでは 1－1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は、旭町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は旭町地内 市営住宅旭団地より東へ 10m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は、上地町の畑 2 筆（現況・田）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 三交バス 湯田野停留所より南西へ 160m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

3 番、こちらでも売買でございます。受人は、円座町の田 1 筆と神薮町の田 2 筆（現況・畑）と畑 2 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は円座町及び神薮町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【円座町 1830、神薮町 517、521、1617-1】と農業振興地域内 農用地区域外農地【神薮町 1614】でございます。現地調査の結果、耕作地【円座町 1830】と荒廃農地【神薮町 517、521、1614、1617-1】判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

4 番、こちらでも売買でございます。受人は、神薮町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は神薮町地内 光徳寺より南へ 80m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された 3 番について、営農計画書

		の提出を求めました。517、521、1614 番については、雑草等を刈り取り起耕し栽培に向けて準備し、しきびを、1617-1 については、雑草等を刈り取り起耕し水稻を作る旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。 また、4 番は新規耕作者であるため、営農計画書が提出されており、継続して柿を栽培するとのことで、事務局において適正であると判断いたしました。 <u>なお、4 番は新規取得で新規耕作者であるため、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。</u> 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。
		2 番について、現在保有している農地を耕作していることを確認していますか。
係	長	確認していません。
議	長	投資目的で買っている可能性があるので、今回営農計画書の提出を求める必要がある。何を耕作する予定か聞いていますか。
係	長	水稻だと聞いています。
議	長	水稻といっても、受人はコンバインも何も機械を保有していません。なおさら営農計画を提出してもらい、明らかにする必要がある。以前は、他の人が耕作していた農地です。
中西正夫委員		他人に耕作してもらう前提で、農地を譲り受けられるのですか。
局	長	他人に耕作してもらう前提の判断はできませんが、提出された書類が整っておれば、事務局としては申請を拒否することは出来ません。

議 長	そして、完全に掴みきれていないところもございます。
局 長	この件については、営農計画書の提出を求め、耕作に係るより具体的な内容を記載してもらうこととします。
議 長	2 番は、保留にいたします。 2 番は、保留といたしますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 他に、ご質問等ございませんか。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2 番以外について、1 号議案を承認いたしたいと思います。ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 異議なしということでございますので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 番以外を承認し、許可することに決定いたしました。なお、2 番は、継続審議と決定いたしました。 続きまして議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
係 長	2 ページをお願いします。 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございます。件数は 7 件、内訳といたしまして、田のみ 9 筆の計 12.72 m²でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ（2－1）をご覧ください。 1 番から 7 番までの計 7 件が、同一申請人による営農型太陽光発電の更新案件でございます。申請人は鹿海町の自己所有の田において支柱を立てて太陽光パネルを設置して発電をし、下部の農地では榊・ブ

議 長 局 長 議 長	ルーベリーを栽培しようとするもので、パネルの支柱部分の合計面積について３年間の一時転用期間を更新したいとの申請にございます。 【初回許可の作物は全て榊でしたが、約一年後に５か所をブルーベリーに変更しました。今回で、２回目の更新となり、通算で榊は７年目、ブルーベリーは約６年目になります。】 １番の申請地は、鹿海町地内 鹿海排水機場より北東へ１９０ｍに位置する農用地で、現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。後の６か所につきましても、設置面積等若干の違いがあるもののほぼ同じ内容で、全て耕作地と判断されました。現在は育成中ということで収穫されていませんが、管理は適正にされています。また、営農状況に問題がなければ再度の一時転用許可の更新も可能ですが、営農が行われない場合、通常の反収と比べて２割以上減少した場合、作物の品質が著しく劣化している場合、機械の効率利用が困難な場合になると、営農の適切な継続が確保されていないと判断し、更新ができなくなるうえ、設備を撤去する必要性が生じるということになります。なお、今回の許可期間ですが令和７年４月１２日から令和１０年４月１１日までの３年間となり、許可日は承認いただければ本日となります。許可期間を継続することは、三重県の担当部署に確認済みで問題はございません。 議案第２号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 営農型太陽光発電設備の場合、支柱部分のみの一時転用ということですが、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の改正で、全面積について転用許可が必要になったのではなかったか。 諮問案件（支柱部分と耕作面積の合計が３,０００㎡以上）の場合、三重県農業会議に諮らないといけないが、今回は３,０００㎡を下回っているので支柱部分のみの申請を受け付けたところです。
--	---

局 長	私は、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の令和7年3月31日付の改正で、面積にかかわらず支柱部分のみではなく全面積について転用許可が必要と認識しているが。 もう一度確認いたします。 （総会終了後、支柱部分のみの転用許可申請でよいことを確認）
山添委員	営農型太陽光発電設備について、今まで許可をしなかったことはあるのか。なかなか例年通り下部農地の農作物が収穫できない年もあると思うが。
係 長	今回3年間何も収穫できないといったことがあった場合、資料を揃えて総会で諮り、委員の皆様の意見を聞いたうえで判断してまいりたい。以前、三重県に確認した話では、例えば許可期間を本来3年のところを1年にして様子を見て、そこで収穫量が要件に満たない場合には撤去させるという選択肢もあるとは聞いています。育成期間としては、柿は7年くらい経過すれば収穫できると聞いていますし、ブルーベリーはそれより短いですが、単収の8割を超えるところまではいってないので、これから3年間の収穫量で精査していくところに来ているのかなと思っています。要件を満たさなければ、太陽光発電設備を撤去するという確約書を申請の添付書類として求めているので、その可能性があると承知の上で耕作していただいています。 また、栽培実績について、知見を有する方から意見をいただいているのでそれも参考にしながら判断していきます。それで要件を満たす収穫ができるとされているのに実際は3年間とも要件を満たす収穫ができなかった場合は許可をしないこともあり得ると思っています。
議 長	他に、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

係 長	(異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が12筆4,267㎡、畑が6筆2171㎡の計18筆6,438㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、こちらは使用貸借でございます。受人は、久世戸町の畑1筆141㎡を父親から借り受け、同様に父親が隣接して所有する雑種地外3筆の計577.99㎡をあわせて一体利用し、住宅1棟 建築面積114.53㎡としたいとの申請でございます。一般住宅への農地転用は、500㎡以内が適正面積である旨が県から通知されていますが、本申請は農地だけの転用でないため適用外と判断しました。また、全体の所要面積722.99㎡に対して、当該地は崖条例の規制を受ける北側部分と傾斜地で住宅敷地に適さない西南西部分があり、計204.48㎡となるため、実際に有効活用できる面積は、議案書に記載の518.51㎡となります。申請地は久世戸町地内 本誓寺より北東へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。 2番、こちらは売買でございます。受人である辻久留3丁目で動物病院の経営等を営む 株式会社伊勢きずな動物病院 代表取締役 福井大祐さんが、小木町の田1筆を売買により譲り受けて、動物病院1棟 建築面積212.55㎡としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 イオンタウン伊勢ラパークより南東へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのことでございます。
------------	--

3番、こちらでも売買でございます。受入は、小木町の田1筆を譲り受けて、自宅を建てるために宅地造成をしたいとの申請でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小木町地内 イオンタウン伊勢ラパークより南東へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除として擁壁と法面を設置するとのことでございます。

4番、こちらは使用貸借による一時転用でございます。借人である円座町で土木建築業等を営む株式会社森組 代表取締役 森庄平さんが、隣接地における株式会社伊勢きずな動物病院の新築工事等を受注した関係で、小木町の田1筆を令和8年4月14日まで使用貸借により借り上げて工事用の資材置場としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 イオンタウン伊勢ラパークより南東に50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として擁壁を設置するとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 久邇朝尊さんが、前山町の田1筆を譲り受けて、境内地にしたいとの申請でございます。申請地は前山町地内 前山町公民館より南西へ320mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。事業計画として、申請地の全体に対して、約4.0㎡間隔で桧20本を植林して整備を行い、併せて境内地として管理するものです。被害防除としては、盛土等を行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、排水は雨水のみで自然浸透とし、周辺の宮域林と一体のものとする事により、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。

6番、こちらでも売買でございます。受入は佐八町の田1筆を譲り受けて、住宅 平屋建て1棟 建築面積110.55㎡と道路8.45㎡としたいとの申請でございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より南東へ60mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は

29%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらは売買でございます。受人である名張市鴻之台四番町で太陽光発電による売電事業等を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成陽一さんが、佐八町の畑3筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積計414.79㎡としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より西へ80mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして、本案件は、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第93条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。そのため、担当部署に確認したところ、令和7年3月4日に発掘届が提出され、3月19日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。

8番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である村松町で土木工事業等を営む浜口土木株式会社 代表取締役 濱口祐彦さんが、三重県が発注した令和6年度公共土木施設維管 第31-1分0001号 二級河川大堀川地域維持型修繕（堆積土砂撤去）工事を受注した関係で、柏町の田2筆を令和7年8月31日まで賃貸借により借り上げて、浚渫土仮置場としたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 柏団地公民館より西へ40mに位置する第1種農地でございます。第1種農地ですと、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで東側既設排水路へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

9番、こちらは贈与でございます。受人である二見町江の宗教法人 高泉庵 代表役員 伊藤英彦さんが、二見町江の田1筆・畑1筆を譲り受けて、駐車場9台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町江地内 江コミュニティセンターより南西へ190mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、渡人が平成元年ごろに整地をしてしまった旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現

況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、宗教法人としての事業を営んでおり、法事等の行事に参加する檀家の駐車場が不足していたため、以前より用地を探してところ至近距離にあり車両の出入りがし易い土地の寄付申し出を受け、檀家専用の駐車場として整備することができ、事業遂行上の必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

10 番、こちらは使用貸借でございます。受人は、二見町茶屋の田 1 筆を父親から借り受けて、借人が申請地に住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 95.85 m² と既存建築物 3 棟 建築面積計 237.72 m² としたいとの申請にございます。申請地は二見町茶屋地内 二見生涯学習センターより南へ 10m に位置する第 3 種農地でございます。本申請につきましては、平成 18 年以前に車庫を建築してしまい現在も利用している旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

11 番、こちらは売買でございます。受人である御薮町長屋で不動産業を営む株式会社さくら不動産 代表取締役 地崎敬太さんが、小俣町元町の田 1 筆を譲り受けて、分譲宅地としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町元町地内 市営住宅小俣住宅より南東へ 30m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

12 番、こちらでも売買でございます。受人は、小俣町湯田の畑 1 筆を譲り受けて、駐車場 6 台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 J A 葬祭虹のホール伊勢より北東へ 120m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害

議 長	防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、子どもたちが里帰りした時の駐車場が無く苦慮しており、また近隣の人たちも同様に困っている状況から、駐車場を確保する必要があるため、自宅からも近く必要な時に自由に停められる本件土地を確保し、交通の安全も確保する必要性も認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。 13 番、こちらは売買でございます。受人である津市下弁財町津興で不動産等を営む株式会社 Y A M A M U R A 代表取締役 山村竜司さんが、御菌町王中島の田 2 筆を譲り受けて、共同住宅 1 棟 建築面積 145.07 m²と駐車場 9 台分としたいとの申請でございます。申請地は御菌町王中島地内 国道 2 3 号 王中島交差点より東へ 140m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのことをございます。 議案第 3 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしということでございますので、議案第 3 号の農地法第 5 条の
------------	---

係 長	規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、議案第４号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ４ページをお願いします。 議案第４号「非農地証明願について」でございます。件数は３件、内訳といたしまして、田が２筆 1,556 ㎡、畑が１筆 381 ㎡の 計３筆 1,937 ㎡でございます。詳細について説明させていただきます。 次ページ（４－１）をご覧ください。 １番、村松町の田１筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和５５年に事務所を建築し現在に至るとのことで、建物登記簿謄本を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 ２番、神薮町の田１筆で現況は山林でございます。こちらは昭和５８年以前に山林化し現在に至るとのことで、樹齢２０年以上の年輪が確認出来る切り株の写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 ３番、神薮町の畑１筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和４４年に住宅を建築し現在に至るとのことで、令和６年度固定資産税・都市計画税納税通知書写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第４号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 議 長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようござ
---	--

係 長	いますので、４号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしとのことでございますので、議案第４号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。 続きまして、議案第５号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ５ページをお願いします。 様式の変更点からご説明します。３月３１日に地域計画の公告がなされたことから、右端に「地域計画」の欄を追加してあります。この度中須町はじめ市内５地域が地域計画の策定地域となりました。伊勢市農用地利用集積等促進計画について、４月１日から地域計画内か否かにより対応が異なることとなりました。地域計画内であれば農地中間管理機構へ意見を述べ、地域計画外であれば地域計画の策定を要請することとなります。地域計画内の農地であれば「地域計画」欄に「地域内」と記載することとします。今回は、５筆が地域計画内農地で意見を述べ、その他の農地は地域計画の策定を要請します。 それでは、議案第５号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）」でございます。件数は１３件、内訳といたしまして、田が３０筆 35,375 ㎡、畑が４筆 2,212 ㎡の計 34 筆 37,587 ㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 内訳といたしまして、 ◇５年間の利用権（賃貸借権）の設定が４件で、 田が 10 筆 13,304 ㎡、畑が 1 筆 1,450 ㎡、計 11 筆 14,754 ㎡。 ◇１０年間の利用権（賃貸借権）の設定が８件で、田のみ 20 筆 22,071 ㎡。 ◇１０年間の利用権（使用貸借権）の設定が１件で、畑のみ 3 筆 762 ㎡。 件数は 13 件、内訳といたしまして、田が 30 筆 35,375 ㎡、畑が 4 筆 2,212 ㎡の計 34 筆 37,587 ㎡でございます。計画の概要につきましては、次ページ（５－１）以降をご覧ください。申し訳ございませんが、正誤表のとおり修正をお願いいたします。
------------	---

議 長	議案第５号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への意見提出と要請を総会後速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。本案件の１番は、中西善夫委員に係る分でございます。ひとまず中西善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 （中西善夫委員 退席） 本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしとのことでございますので、議案第５号中の中西善夫委員に係る分については承認することに決定しました。 それでは、中西善夫委員にお戻りいただきたいと思います。 （中西善夫委員着席） それでは、議案第５号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、５号議案のその他の案件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
------------	--

係 長	(異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ意見提出及び要請することに決定しました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……2件(説明内容記録省略) 2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……3件(説明内容記録省略) 3. 農用地利用集積計画の一部取消について ……1件(説明内容記録省略) 4. 農地法第3条の規定による許可の取消について ……1件(説明内容記録省略) 5. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について ……1件(説明内容記録省略) 6. 農地利用変更届出書について ……2件(説明内容記録省略) 7. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より) ……1件(説明内容記録省略) 8. 一時転用の完了報告について ……4件(説明内容記録省略)
------------	--

	報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。
係 長	それでは事務局から3点、連絡させていただきます。 1点目は、営農型太陽光発電設備の下部農地における農作物の状況結果報告についてでございます。本日配布しました資料の中で、右肩に「報告資料」と記載したものをご覧ください。こちらは、これまでに許可した営農型発電設備の下部農地における農作物及び許可の状況をまとめたもので、2枚目以降はそれぞれの報告書となっております。この件につきましては、農林水産省の通知により毎年2月末までに、状況報告の提出を求めているものでございます。また、事務局が随時現地をまわり、管理状態等を確認しています。なお、まだ収穫できない許可地における要点としては、適正な管理がされているかどうかを確認し、知見を有する者からの意見等から、問題なしと判断するところでございます。 1番は、ブルベリーで8年目を迎え、順調に成長しています。連続して、収穫量の単収が80%を切る結果となりましたが、知見を有する方から、収穫量は猛暑の影響で実付きが少なくなったため、天候の影響がなければ問題は無いとの所見があり、妥当と判断しました。 2番は、かぼちゃで8年目を迎え、現地を見る限り問題はありませんでした2年前の更新時には、連作障害を防ぐためじゃがいも・ほうれん草を追加し、伝票管理もきちんと出来るようになりました。収穫量は基準の80%を超えており、知見を有する方からは、味や収量に特に問題なしとの所見があり、妥当と判断しました。 3番は、ブルーベリーで7年目を迎え、成長、収穫共に順調で、今年も松阪市のケーキ店に出荷し、余剰は知り合いに採ってもらったり自家消費をするに至り、収穫量は基準の80%を超えて品質も問題ないため、妥当と判断しました。

4 番も、ブルーベリーで 7 年目を迎え、成長、収穫共に順調で、今年もブルーベリー狩りを行い小学校の体験学習を受け入れる等し、収穫量は基準の 80%を超えて品質も問題ないため、妥当と判断しました。

5 番から 9 番は、令和 2 年に農作物の変更願いがあり、榊からブルーベリーへの変更を同年 9 月 15 日付で認めました。ブルーベリーポットを配置して、4 年目を迎えますが、草刈りなど適正に管理するようになりました。育成期間中であるため収穫はありません。知見を有する方から、芽の動きが始まっているので、現状育成には問題なく、剪定と施肥の強化と春季の灌水を特に強化することで、成長をみる等との所見があり、妥当と判断しました。

10 番、11 番は、榊で作付けしてから 2 年目に枯らしてしまい、植え直してから 4 年目にあたります。育成期間中であるため収穫はありません。知見を有する方から、壊死している枝が散見されるが、新しい梢が出ているため風通しを良くして行けば問題なく、今後も定期的な灌水と施肥により管理していくとの所見があり、妥当と判断しました。

12 番は、令和 5 年 1 2 月 8 日に新規許可をしたもので、令和 6 年 1 2 月にくろもじの一部植え付けが完了したところです。2 か月経過した時点では、定着したもようで最終的には 1 5 0 本植えて、最初の収穫は 5 年後を予定しているとのことで、育成期間中でもあり、妥当と判断しました。

13 番は、令和 6 年 1 月 1 6 日に新規許可をしたもので、令和 7 年 1 月に榊の植え付けが完了したところです。1 か月経過した時点では、特に問題なく定着したもようで、育成期間中でもあり、妥当と判断しました。

以上、事務局としましては、これまでと同様、必要に応じて指導等を行うこととし、この内容にて県に報告したいと思いますので、お願いします。

2 点目は、今月の現地調査のお願いでございます。

- ・ 4 月 2 4 日（木） 森 義孝 委員、 中西 正夫 委員
- ・ 4 月 2 5 日（金） 南平 博哉 委員、 澤村 元弘 委員

局 長	にそれぞれお願いをさせていただいております。当日 9 時まで、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。 3 点目は、農地への盛土規制についてでございます。参考資料をご覧ください。 盛土規制法が 5 月 26 日から施行されるということで、当委員会所管分も関係しますので情報共有いたします。2021 年 7 月の静岡県熱海市で盛土の崩落による土石流の災害が発生したことから設けられた規定です。宅地造成工事等規制区域と特定盛土等規制区域に分かれ、市内全域がどちらか一方に該当することとなります。それぞれの区域で規制の要件が異なります。畑地変換届や農地転用で盛土を行う際には、注意する必要があります。今後このような相談がありました場合留意していただくようお願いいたします。 連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第 232 回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____